

別表 2

甲府市地域おこし協力隊員の休暇の取扱い

休暇の原因	承認を与える期間
年末年始休暇	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの間において支援機関が業務を行わない日
忌引き	配偶者、1 親等の直系尊属、1 親等の直系卑属の場合：3 日
傷病休暇	隊員活動等に起因する傷病の場合：3 箇月以内（医師の診断書が必要）
年次休暇	隊員活動等期間中 1 箇月につき 1 日以内で、支援機関の代表者の承認を受けた場合
特別休暇	その他、支援機関の代表者が特に必要と認め、市が承認した期間